

川路地区内事業者の皆様
川路地区内住民の皆様



【川路地区限定】
**飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金
「地産地消型太陽光発電設備」補助開始のお知らせ**

環境省の選定を受けた「脱炭素先行地域」の取組みの一環として、川路地区に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を川路地区内に供給する、エネルギー地産地消の取組みを始めます。

川路地区内で、要件を満たす「地産地消型太陽光発電設備」を設置する場合に補助金を交付しますので、地域の太陽光発電関係事業者とご検討の上、補助金をご活用いただきながら、川路地区での脱炭素の取組みにご協力ください。



屋根設置型太陽光発電のイメージ

(画像生成AIで作成)



ソーラーカーポートのイメージ
(画像生成AIで作成)

詳しくは飯田市ウェブサイトで

案内ページ QRコード

本件のお問い合わせ先
飯田市 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課
(担当) 地域エネルギー政策係 金田、小島、田中、神田
電話 0265-22-4511(内線5474)
電子メール sakugen_co2@city.iida.nagano.jp

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金 (地産地消型太陽光発電設備対応 第1回)募集の概要

設置をご検討されている方は、お気軽にゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。

1 主な交付要件

- ① 川路地区内(住所が「飯田市川路〇〇番地」)に設置されるものであること。
- ② 対象者(設備所有者)は、土地・建物の所有者、建物の居住者、建物で事業を営む事業者、PPA(電力購入契約)方式による発電事業者、リース方式によるリース事業者のいずれかであること。
- ③ 土地・建物の所有者、かわじ土地管理組合の管理エリアである場合は同組合、建物屋根に設置する場合は建物所有者、施設で事業を営む事業者、これらすべての関係者の同意があること。
※ 発電事業者と所有者等との間で使用料等を取り決めることは妨げません。
- ④ 設置後17年間継続して運転されるものであること。
- ⑤ ソーラーカーポートまたはソーラーシェアリング(営農型太陽光発電設備)の設置にあたっては、景観への影響等について十分に配慮したものであることし、交付申請前に川路まちづくり委員会、かわじ土地管理組合、川路地区農業振興会議等の関係者との調整を済ませていること。
※ 配慮内容及び調整方法については、個別に飯田市ゼロカーボンシティ推進課へご相談ください。
- ⑥ 発電した電力の一部は、設備を設置した建物の敷地内で消費することができます。ただし、民生部門以外の建物(工場等)である場合は、施設の年間電力消費量が設備の年間発電量の20%未満であると見込まれるものに限ります。
- ⑦ 発電した電力のうち敷地内で消費しない電力は、その全部を、環境価値(脱炭素電源の付加価値)を含め、飯田市が指定する小売電気事業者である飯田まちづくり電力株式会社に、9円/kWh(消費税込)で、運転開始から17年間継続して販売すること。
※ 買い取った電力を元に、飯田まちづくり電力株式会社が脱炭素先行地域限定のゼロカーボン電力メニューを組成し、川路地区内の住宅、店舗、事務所等の民生部門施設へ供給します。
※ 詳細は飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱によります。

2 補助金額

太陽光発電設備の設置に要した経費の額の3分の2

(太陽光発電パネルの出力(kW)に30万円を乗じた金額を対象経費の上限とします。)

3 設置の流れ

交付申請(発電事業者) → 交付決定(市) → 事業実施・実績報告(発電事業者) → 交付

※ 事前申請が必要となるため、契約・設置工事は、交付決定日以後に行っていただきます。

4 交付申請受付期間・受付方法

令和8年2月10日(火曜日)から令和8年10月30日(金曜日)まで

飯田市役所ゼロカーボンシティ推進課窓口での書面提出

※予算額に達し次第、募集を終了しますが、その後速やかに第2回募集を開始予定です。ただし、交付要件が変わる可能性があります。

5 実績報告受付期間

事業完了後30日以内または令和9年3月1日(月曜日)のいずれか早い日まで

同時に蓄電システムを導入する場合の補助もあります。詳しくは飯田市ウェブサイトをご覧ください。